



SuMi TRUST年金ニュース

(平成28年2月15日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金／確定給付企業年金】

マイナンバー法施行に伴う規約変更について (一部内容変更・追加のご連絡)

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」といいます。)の施行に伴う規約変更に係る行政手続きについて、代議員会資料及びSuMiTRUST年金ニュース(※3ページ目をご参照ください)でご案内しておりましたが、1月4日付で公布された厚生労働省令により、従前ご案内しておりました規約変更例について、一部変更される旨、厚生労働省から連絡がありました。変更された内容について、以下の通りご案内いたします。

I. 内容

1月4日付で公布された厚生労働省令(※1)により、廃止前厚生年金基金規則第24条(※2)が以下のように読み替えられて適用されるため、規約においても、当該読み替え後の規定に合わせた規定とする必要があるもの。

廃止前厚生年金基金規則第24条読み替え後	廃止前厚生年金基金規則第24条読み替え前
(生存に関する書面の提出) 第二十四条 年金たる給付の受給権者(年金たる給付の全額につき支給を停止されている者及び基金が生存の事実を確認することができる者(法第百三十条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。)の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。))を除く。))は、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面を基金に提出しなければならない。	(生存に関する書面の提出) 第二十四条 年金たる給付の受給権者(年金たる給付の全額につき支給を停止されている者及び基金が生存の事実を確認することができる者(法第百三十条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報(同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。)の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。))を除く。))は、規約の定めるところにより、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面を基金に提出しなければならない。

(※1) 「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」

(※2) 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」によりなお効力を有するものとされた、廃止前厚生年金基金規則第24条

II. 対象

規約の以下の条文において、住民基本台帳法からの引用を行っているお客様

厚年基金 : 「生存に関する届書の提出」等

基金型DB・規約型DB : 「届出」等

III. 対応方法

<従前ご案内の規約例に基づき規約変更を実施済みのお客様>

既に行っている規約変更に追加して規約変更を行うことが必要

(既に行っている規約変更の差し替え対応は不要)

<従前ご案内の規約例に基づく規約変更を実施していないお客様>

今回ご案内する規約例に基づく規約変更のみ実施

(従前ご案内の規約例に基づく規約変更は不要)

IV. 施行日 (適用日)

厚年基金 : 届出の日 (適用日は平成28年1月4日)

基金型DB : 代議員会議決日 又は 理事長専決日 (適用日は平成28年1月4日)

規約型DB : 事業主が規約変更を行った日等 (労働組合等に規約変更を提示した日) (適用日は平成28年1月4日)

※次回規約変更時等に併せて実施することも可能である旨、厚生労働省あて確認しております。

V. 行政手続き

厚年基金 : 届出 (代議員会議決又は理事長専決が必要)

基金型DB : 届出不要 (代議員会議決又は理事長専決が必要)

規約型DB : 届出不要 (規約変更に係る労働組合又は過半数代表者同意は不要)

VI. 届出書式例・規約変更例

届出書式例・規約変更例は以下リンク先をご参照ください。

<厚年基金>

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20160215shiryoul.doc

<基金型DB>

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20160215shiryoul2.doc

<規約型DB>

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20160215shiryoul3.doc

(※参考) 従前ご案内していた代議員会資料・SuMiTRUST年金ニュース

<厚年基金 平成28年度予算代議員会資料P. 70～P. 75>

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/151204daigiinkail.pdf>

<基金型DB 平成28年度予算代議員会資料P. 65>

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/151204db_daigiinkail.pdf

<規約型DB SuMiTRUST年金ニュース>

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20151218.pdf

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3825